

環資廃第2303号
令和4年12月23日

各自治会長様

さいたま市長 清水勇人
(公印省略)

クリーンさいたま推進員の推薦について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市の環境行政に格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、平成13年10月から「クリーンさいたま推進員制度」を施行し、各自治会からご推薦いただきました推進員の皆様に、ごみ減量のためにご協力いただいているところです。

この度、令和5年3月末日をもって現推進員の任期が満了となることに伴い、令和5年4月1日から推進員活動に従事していただける方を、新たにご推薦いただきますようお願ひいたします。

記

1 業務内容 別添1「クリーンさいたま推進員の概要」とおり

2 推進員推薦人数 別添1「クリーンさいたま推進員の概要」の「(7) 推進員の推薦」とおり（人数は加入世帯数による）

3 任期 2年（令和5年4月1日から
令和7年3月31日まで）

4 推薦書の提出 別添4「推薦書の記入上の注意点」を参照のうえ別紙「クリーンさいたま推進員推薦書」に必要事項をご記入いただき、自治会長様の押印のうえ、令和5年1月31日（火）までに同封した返信用封筒でご返送ください。

担当 環境局 資源循環推進部
廃棄物対策課 家庭系ごみ係 山下、村上、鈴木
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 829-1336（直通）
FAX: 829-1991

1 クリーンさいたま推進員の概要について

(1) 趣旨

一般廃棄物の減量化対策を推進するため、市の施策への協力や、地域のリサイクル活動の推進等、ごみの問題に関する市と住民とのパイプ役をお願いいたします。

(2) 根拠法令

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の八
 - ・さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 第52条
 - ・さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則 第37条, 第38条
- ※ 詳細は、「別添2」を参照。

(3) 委嘱される方

社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する方を委嘱させていただきます。

(4) 任期

2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）です。

※ 再任は妨げません。

※ 任期中の推進員の交代は随時受け付けています。その際、任期は前任者の残任期間となります。

(5) 市からの助成

- ・身分証明書、腕章、軍手、ベスト、活動ハンドブックの支給
- ・ボランティア保険の加入

(6) 活動内容

- ・ごみの適正処理及び減量に関する啓発活動
- ・ごみ出しルール（収集曜日、分別等）の周知徹底
- ・地域が実施する集団回収運動又はリサイクル活動の参加促進
- ・市又は地域が実施する環境美化運動等への参加促進
- ・ごみの減量、リサイクル等に関する住民の意見又は要望についての市への連絡及び調整
- ・不法投棄、収集不適物等についての市への連絡及び調整

1 クリーンさいたま推進員に関する根拠法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

○さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

(推進員)

第52条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。
3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、規則で定める。

○さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

(推進員)

第37条 条例第52条に規定するさいたま市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1) 廃棄物の分別の指導及び啓発
- (2) ごみの減量のための地域活動及び報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ごみの減量及び資源化等に関し必要な事項

(推進員の委嘱及び任期)

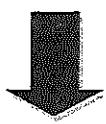
第38条 推進員は、市長が委嘱する。

- 2 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

1 クリーンさいたま推進員の「推薦から委嘱まで」の流れ

12月下旬（予定） 各自治会長様あてに、推進員の推薦依頼を発送。

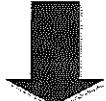
※ 当課から直接送付させていただきます。



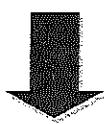
1月31日（火） 推進員推薦書の提出締切。

※ 提出にあたっては、「別添4」をご参照ください。

※ 同封の返信用封筒にてご提出ください。



3月上旬（予定） 委嘱状・活動物品・研修資料を各推進員に送付



4月1日 各自治会長様から推薦いただいた方を推進員に委嘱。

※ 任期は2年間（～令和7年3月31日まで）
です。